

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)がスタート 住み慣れたまちで、自分らしく暮らすために

問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

## なぜ新しい総合事業が始まるの？

少子高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年にかけて、介護・医療費などの社会保障費が急増し、また生産年齢人口(15～64歳)の減少に伴い、高齢者を支える医療職・介護職の人員の確保も難しくなることが予想されています。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくためには、地域全体で支えること、そして高齢者自身も自ら介護予防に取り組むことが大切です。

高齢者の皆さんが多様なサービスを利用しながら、地域とのつながりを維持する仕組みを作るため、平成26年に介護保険法が改正されました。この改正に伴い、津市では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」を開始します。



## 今までと何が変わるの？

新しい総合事業には、65歳以上の全ての人ができる「一般介護予防事業」と、要支援1・2の認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支

援認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる判定で迅速にサービスが利用できるようになります。新しい総合事業が開始されると、これまでの全国一律の基準によるサービスに加え、多様な担い手によるサービスが拡充され、選択肢が増えることとなります。

